令和3年7月西郷村農業委員会総会議事録

日時:令和3年7月20日(火)

午後1時30分

会場:西郷村文化センター大研修室

(会長挨拶)

- 1 開 会
- 2 定足数の確認
- 3 議事録署名人の選出
- 4 提出議案

(新規)

- (1)議案第79号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(事案第19号)
- (2) 議案第80号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(事案第7号)
- (3) 議案第81号 農地法第4条(第5条)の規定による許可後の事業計画変更申請について(事案第4号)
- (4)議案第82号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(事案第34号)
- (5)議案第83号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(事案第35号)
- (6) 議案第84号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集 積計画の決定について(事案第63号から第65号まで3件)
- (7) 議案第85号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集 積計画の決定について(所有権の移転)
- (8) 議案第86号 設置完了した譲与された道路等に代わるべき道路等の一部の用途廃止について
- 5 報 告
- 6 協議事項
- 7 その他
- 8 閉 会

出席委員

- 12 花 安 紀 夫 委員(会長)
- 1 鈴 木 宗 広 委員
- 3 小山田 祐 一 委員
- 5 真 舩 正 広 委員
- 7 遠藤知志委員
- 10 島 田 弘 美 委員

- 11 圓 谷 光 良 委員(職務代理者)
 - 2 岩鍋國雄委員
 - 4 近藤 富美雄 委員
 - 6 小 林 彰 委員
 - 8 後藤 功委員

農地利用最適化推進委員

- 6 今 井 修 一 委員
- 14 梅 宮 與 三 委員

7 藤 井 くに子 委員

欠席委員

9 髙 橋 正 人 委員

欠席推進委員

- 1 大竹正樹委員
- 3 鈴 木 武 男 委員
- 5 平山金二委員
- 9 小 林 章 一 委員
- 11 荒 木 達 夫 委員
- 13 須 藤 好 行 委員

- 2 鈴 木 勝 晴 委員
- 4 武 田 永 子 委員
- 8 鈴 木 千代美 委員
- 10 嶋 名 恵 子 委員
- 12 眞 舩 良 二 委員

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局次長 小 松 紀 貴

午後 1時30分開会

会長挨拶

○事務局次長(小松) それでは、皆様こんにちは。

定刻になりましたので、令和3年度第7回西郷村農業委員会定例総会を始めさせていただきたいと思います。

まず初めに、会長よりご挨拶をお願いします。

○会長(花安) 本当に、梅雨も明けると、こんなにも暑い日が続くのかなというような、全く、テレビなんかを見ていますと、福島県も全国でベスト5に入るほど気温が高い時期になっております。そんなことで、農業のほうも、稲のほうもかなり生育したようでございますが、いよいよもって病気の消毒をやることになっていると思っております。そんなふうに感じながらも、精いっぱい頑張ってもらいたいなと。また、あと2日でオリンピック始まるわけでございますが、そんなことも含めて、やっていきたいなと。

本日は、12名中11名、1名は髙橋正人さんが今日欠席という電話もらいましたので、定足数には達しておりますので、会議を始めていきたいなというふうに思っております。

さらに、推進委員でございますが、3番の鈴木武男さん、一身上の都合によりまして、今日は休み。それで、ならば辞めたいというようなことで、辞職願が出ておりますので、これは私のほうでは受理をしております。そんなことで、鈴木武男さんはもう来ないということになるかと思いますが、これも含めまして、いろいろあるかと思いますけれども、忌憚のないご意見を頂戴しながらやっていきたい。

さらに、この総会が終わりましたらば、 の全てを行いたいと思いますので、どうぞ よろしくお願いをしたいなというふうに思っております。

暑いですから、頑張ってやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがと うございます。

- 1 開会の宣告
- 2 定足数の確認
- ○事務局次長(小松) ありがとうございます。

それでは、西郷村農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長となり、議事の進行 をお願いいたします。 それでは、議事日程に入ります。

○議長(会長) それでは、日程に入ります。

3 議事録署名人の選出

○議長(会長) 議事録署名人は、3番の小山田祐一さん、5番の眞舩正広さんにお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

4 議 事

○議長(会長) それでは、議事に入ります。

よろしくお願いします。

- 〇事務局次長(小松) (別紙議案書により説明)
- ○議長(会長) ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査結果報告を求めます。地区担 当推進委員7番藤井くに子委員に現地調査結果の報告をお願いいたします。
- **〇7番推進委員(藤井)** 推進委員7番藤井くに子ですが、議案第79号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

令和3年6月30日、私、後藤農業委員、事務局2名、合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は4ページの現地調査書のとおりで、地目及び現況は田と畑で管理されており、譲受人が経営規模拡大ということで、今後も継続的に利用が見込まれます。

現況は添付の現況写真のとおりとなっておりますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長(会長) ありがとうございました。

同行いたしました後藤委員、何かありますか。ありませんか。

[「なし」]

- ○議長(会長) それでは、現地調査結果を終わりまして、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いいたします。
- ○事務局次長(小松) それでは、6ページをご覧ください。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているため、許可相当 と判断いたしました。

以上です。

○議長(会長) 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って、挙手をお願いいたします。

1番、鈴木宗広委員、どうぞ。

- **〇1番委員(鈴木)** これ、農地を買った人は、全然現在土地を持っていないんですけれども、 こういう人が買うことができるんですか。
- ○事務局次長(小松) お答えします。

基本的には、西郷村のほうで掛け面積を設置しておりまして、こちらの農地につきましては、 基盤整備等も行っておりませんので、基本的には5,000平米内の農業者とかあれとして所有権 移転、農地法によりすることはできないのですが、ここの場所におきましては、基盤整備を行っていない土地に該当しますので、の規定で行きますと3,000平米以上になりますと農地と、工事をすることは可能となっております。

以上です。

- 〇議長(会長) よろしいですか。
- 〇1番委員(鈴木) はい。
- ○議長(会長) ほかにございませんか。

[「異議なし」]

○議長(会長) では、ないようでございますので、採決をいたしたいと思います。
決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長(会長) ありがとうございました。

挙手全員でございますので、議案第79号は原案のとおり決定をいたしました。ありがとう ございました。

○議長(会長) 続きまして、議案第80号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

- ○事務局次長(小松) (別紙議案書により説明)
- ○議長(会長) ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査結果の報告を求めます。地区

担当推進委員6番今井修一委員に現地調査結果の報告をお願いいたします。

〇6番推進委員(今井) 推進委員6番今井修一ですが、議案第80号、農地法第4条第1項 の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

令和3年6月30日、私、島田農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は14ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地については、牛舎敷地としての転用ですが、周辺の農地等にも影響することなく、特に問題ないと判断いたします。

現況は添付の現況写真とおりとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長(会長) ありがとうございました。

同行いたしました島田委員、何かありますか。ありませんか。

[「なし」]

○議長(会長) それでは、現地調査結果を報告いただきました。 次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局次長(小松) それでは、15ページをご覧ください。

まず、農地の区分といたしましては、第2種農地、該当事項として判断した理由といたしま して、その他の農地となっております。

続きまして、16ページをご覧ください。

都市計画区域につきましては都市計画区域外、農業振興地域につきましては振興地域内、農 用地区域につきましては農用地区域外、以上のことから、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長(会長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方、議席番号と名前を言って、挙手をお願い いたします。

よろしいですか。

[「異議なし」]

○議長(会長) それでは、採決をいたします。

決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(会長) 挙手全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございました。

○議長(会長) 次に、議案第81号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請 について」と議案第82号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、関連議 案でございますので、一括審議をいたしたいと思います。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

- ○事務局次長(小松) (別紙議案書により説明)
- ○議長(会長) ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査結果の報告を求めます。地区 担当推進委員7番藤井くに子委員に現地調査結果の報告をお願いいたします。
- **〇7番推進委員(藤井)** 推進委員7番藤井くに子ですが、議案第81号及び議案第82号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

令和3年6月30日、私、後藤農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は30ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地については一般住宅敷地用としての転用ですが、周辺の農地等にも影響することなく、特に問題はないと判断いたします。

現況は添付の現況写真のとおりとなっておりますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長(会長) ありがとうございました。

同行いたしました後藤委員さん、何かありますか。

[「なし」]

- ○議長(会長) ありますね。ありがとうございました。
 - 農業委員会の意見の説明をお願いします。
- ○事務局次長(小松) それでは、31ページをご覧ください。

こちらの農地区分といたしましては第2種農地、該当事項とした判断理由といたしまして街 区形成内農地となっております。

続きまして、32ページをご覧ください。

都市計画区域につきましては都市計画区域外、農業振興地域につきましては振興地域内、農 用地区域につきましては農用地区域外、以上のことから許可相当と判断いたしました。 以上です。

○議長(会長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って、挙手をお願いいたします。

質疑ございませんか。

[「異議なし」]

○議長(会長) ないようですので、採決をいたします。

決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長(会長) ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第81号及び議案第82号は原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございました。

○議長(会長) 続きまして、議案第83号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

- ○事務局次長(小松) (別紙議案書により説明)
- ○議長(会長) ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査結果の報告を行います。地区 担当推進委員14番梅宮與三様。
- **○14番推進委員(梅宮)** 推進委員14番梅宮與三ですが、議案第83号、農地法第5条第1項 の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

令和3年6月30日、私と島田農業委員、事務局2名の計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は40ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地について、駐車場及び休憩所敷地として一時転用ですが、周辺の農地等にも影響することなく、特に問題はないと判断いたします。

現況は添付の現況写真のとおりになっていますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長(会長) ありがとうございました。

同行いたしました島田農業委員さん、何かありますか。 ありませんか。

[「なし」]

- ○議長(会長) 以上で、現地調査の報告は終わりました。
 次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いします。
- ○事務局次長(小松) それでは、41ページをご覧ください。

こちらの農地区分といたしましては第3種農地、該当事項した判断理由といたしまして、未 線引都計用途地域内農地となっています。

続きまして、都市計画区域につきましては計画区域内、農業振興地域、農用地区域ともに、 区域外となっております。

以上のことから、許可相当と判断いたしました。

なお、こちら都市計画区域の地域地区の種類といたしまして、第1種住居区域となっています。

以上です。

○議長(会長) ありがとうございました。

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号 と名前を言って、挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

〔「異議なし」〕

○議長(会長) それでは、採決をいたします。

決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者举手]

〇議長(会長) 挙手全員でございます。

よって、議案第83号は原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございました。

○議長(会長) 次に、議案第84号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

- ○事務局次長(小松) (別紙議案書により説明)
- ○議長(会長) それでは、今、説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明についてご意見がある方は、議席番号と名前を言って、挙手をお願いいたします。

質疑ございませんか。

[「なし」]

○議長(会長) 異議なしと認めて、それでは、採決をいたします。

議案第84号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長(会長) ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第84号は原案のとおり決定をいたしました。

○議長(会長) 続きまして、議案第85号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に 基づく農用地利用集積計画の決定(所有権移転)について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

- ○事務局次長(小松) (別紙議案書により説明)
- ○議長(会長) ただいま説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見がある方は、議席番号と名前を言って、挙手をお願いします。

よろしいですか。

[「異議なし」]

○議長(会長) それでは、採決をいたします。

議案第85号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

「替成者举手〕

○議長(会長) 全員賛成でございますので、議案第85号は原案のとおり決定をいたしました。

○議長(会長) 次に、議案第86号でございますが、これは前にいろいろ研究して勉強して もらったことでございますが、説明については、産業振興課のほうでやるということでお願い をしてありますが、産業振興課のほうに入ってもらってよろしいのですか。

異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

〇議長(会長) では、賛成と認めまして、産業推進課をお呼びください。

〔産業推進課入場〕

- **○産業振興課(鈴木)** 西郷村産業振興課農地利用係の鈴木です。よろしくお願いします。
- **○産業振興課(山根)** 同じく産業振興課、山根と申します。よろしくお願いします。
- ○議長(会長) それでは、議案第86号「設置完了した譲与された道路等に代わるべき道路等の一部の用途廃止について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

- 〇事務局次長(小松) (別紙議案書により説明)
- **〇産業振興課(鈴木)** それでは、ご説明させていただきます。

令和3年2月18日付け2農支第4174号により、福島県より西郷村農業委員会に通知のあった、設置を完了した道路等に代わるべき道路等の設置完了報告のあった一部について、今回、用途廃止申請の事前協議が事業者より村へあったことについて、農業委員会の意見を求めるものです。

県より農業委員会に通知のあった2農支第4174号については、54ページに写しのほうを添付させていただきました。

次に、事業者より村へあった事前協議内容については、53ページとなります。

1の令和3年2月18日付け2農支第4174号により通知のあった、設置完了した譲与された道路等に代わるべき道路等の表示については、別紙1のとおりとなります。

詳細については、この後説明いたします。

続きまして、2の別紙1のうち行政財産の用途を廃止し普通財産にしようとする道路等の表示については、別紙2のとおりになります。

中身の詳細については、この後説明いたします。

次に、3の(1)の用途廃止申請予定者については、西郷ソーラー発電株式会社、代表取締役、井手正憲になります。

次に、3の(2)申請箇所については、別紙2のとおりとなります。

続きまして、3の(3)事業期間としては、令和25年1月13日までと計画している。 事業内容としましては、次の(4)にも記載のとおり、太陽光発電事業となります。

また、今回用途廃止申請に至った事由については、計画変更となった要因としましては、当初の設計コンサルタント会社から、今回、別の設計コンサルタント会社に変更したことに伴って、一部の計画変更があったものです。

次に、55ページから58ページが、別紙1として設置完了した譲与された道路等に代わるべき道路等の表示となります。

58ページの下から2段目にあります黒字書いてあります合計152筆、3万1,160.87平米が設置完了した譲与された道路等に代わるべき道路等の合計の筆数と面積になります。中身は、道路と水路の内訳については、左側に記載があります。そのうち、この一番下の段の青字で記載のある用途廃止合計104筆、1万9,995.28平米、これが今回計画変更に伴い新たに行政財産の用途廃止申請を行うということで、事前協議があったものになります。

次に、59ページから63ページが別紙2となります。

これが別紙1での青抜きのものを全て抜き出したものが別紙2となります。なので、別紙1の青字で記載の用途廃止合計の104筆、1万9,995.28平米のそれだけを抜き出したものが別紙2となります。合計については、63ページの一番下段に書いてあるとおりとなります。

次に、64ページをご覧ください。

この図は、別紙1の設置を完了した譲与された道路等に代わるべき道路等の表示の全体図となります。

55ページからの別紙1にある白抜きの筆については、今回64ページの全体図では黄色で表示してあります。55ページの別紙1の青抜きの筆については、64ページの全体図では青で表示をしております。続きまして、65ページがこの青抜きのものだけを抜き出した、今回用途廃止申請の事前協議が挙がっている筆になります。

この全体図の説明に付け加えますと、まず、64ページのこの全体図に着色してあります黄色のものについては、今後、村の行政財産として道路及び水路として供用していくものになります。青で着色してあるものについては、事業者から用途廃止申請可となった場合には、行政財産としては用途を廃止し、買下げや貸付け等により、事業者が事業用地として利用し、移転をしていくこととなります。

次に、66ページの説明をしたいと思います。

66ページは、用途廃止申請予定地の位置図となります。受注のナンバーが次の67ページ以

降のナンバーと同一のものとなっております。

では、67ページ以降の説明に移りたいと思います。

67ページをご覧いただくと、66ページの位置図のNo.1のものが拡大されて記載になっております。

67ページ中の№ 1 のところの筆に記載のある①と②及び矢印については、次のページの68ページの写真の撮影方向と同一のものになっております。

68ページにあります写真のとおり、現在このような形で村の道路として整備が完了しており、村の行政財産となっております。

No. 2 以降のところについても、69ページから129ページのところに同じような形で、写真の撮影方向及び現況写真について載せております。

今回のこの行政財産の用途廃止について、農業委員会の意見を伺いたいと思います。

説明としては、以上となります。

○議長(会長) ありがとうございました。

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見がある方は、議席番号と名前を言って、挙手をお願いします。

それでは、ご意見よろしくお願いします。

今の説明でよろしいですか。ご意見ございませんか。

- ○1番委員(鈴木) 1番の鈴木宗広ですけれども、前に2回ほど現地調査してきましたのですけれども、排水関係のほうですけれども、これだけの大木だと相当の水を含んでいると思うんですが、排水関係なんかは十分なのか心配なところで、されるんでしょうか、その辺をお聞かせください。
- ○議長(会長) 説明をお願いします。
- **○産業振興課(鈴木)** 排水については、ここの事業については、規模が大きくて様々な許認可関係、1つの許可だけでやっているものではなく、いろんなものが交ざってはいるのですが、それぞれの中で、計算上ということにはなってしまうんですけれども、廃止することによって山林からなくなっていくことで、水の量が増えるということを計算した上で、その増えた水の量でも50年確立の上、一定量の調整池は整備する計画になっております。
- **〇議長(会長)** よろしいですか。

- ○1番委員(鈴木) はい、分かりました。
- ○議長(会長) ほかにございませんか。

[「異議なし」]

○議長(会長) それでは、採決をいたします。

決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者举手]

○議長(会長) 挙手全員でございますので、議案第86号は原案のとおり決定をさせていた だきます。ありがとうございました。

産業課終わりです。ありがとう。

[産業推進課退席]

5 報 告

- ○議長(会長) 次に、5番目の報告事項でございますので、1番から5番までありますが、 報告事項ということで、事務局より報告させます。よろしくお願いいたします。
- ○事務局次長(小松) (別紙議案書により説明)
- ○議長(会長) ありがとうございました。

報告1号・2号につきましては、事業計画届出書についての一括説明をさせていただきました。それから、報告第3号から第5号まで、地目変更届に係る照会に対する調査結果についてを一括説明いたしました。

ただいまの説明につきまして、報告事項でございますが、何か発言のある方、議席番号と名前を言って、挙手をお願いします。

特にございませんか。

[「なし」]

○議長(会長) それでは、このように調査結果の報告をご了承いただきたいと思いますが、 よろしいですか。

[「異議なし」]

○議長(会長) 異議なしと認め、ご了承いただいたということで、報告事項5件を終わります。ありがとうございました。

6 協議事項

○議長(会長) 特にあとは協議事項はないな。

7 その他

○議長(会長) それからその他のところも特にないね。

その他、事務局。

○事務局次長(小松) それは、その他ということで、事務局のほうから、今回事前資料配付 していましたときに、令和3年度農業委員会農地利用最適化推進委員研修会という案内の文書 を入れさせていただきました。

こちら、例年ですとこの時期と、年2回ほど白河農協さんのほうで研修があるのですが、今年度につきましては、1回しかないということと、参加人数も4名に限られているということで、ぜひ参加してみたいという方が、4名は必ず参加していただきたいのですが、いましたら、後で事務局のほうにご連絡をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、2点目といたしまして、今月末に令和3年度1回目の報酬が皆様の指定口座のほうにお振込みとなります。以前もお話ししましたように、令和3年度1回目の報酬まで視察研修用として1万円を後日納めていただきたいと思いますので、事務局のほうで領収書を準備しながらお待ちしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(会長) 委員の皆さん、その他はありませんか。

[「なし」]

8 閉会の宣告

○議長(会長) それでは、審議事項は終わりたいと思います。 ありがとうございました。

午後 2時 分閉会